

## 平成 25 年度 自己点検・評価について

### 1. 実施概要

平成 25 年度の自己点検・評価は、平成 26 年度に大学評価（認証評価）を受審することに伴い、大学評価統括本部との連携のもと、評価項目および実施スケジュールを変更し、実施した。

以下に実施概要を記載する。

#### 1) 目的（平成 25 年 5 月 18 日開催 第 2 回自己点検・評価活動推進委員会にて承認）

- ・内部質保証システムの確立（PDCA サイクルの第 3 ステップとしての位置づけ）
- ・実質的な自己点検・評価活動の実施（3 年目として定着・充実）
- ・大学基準協会の認証評価への対応（大学評価統括本部との連携、学部・研究科が主体）

#### 2) 実施対象

全学科・全専攻

- ① 文、経済、経営、法、社会、理工、国際地域、生命科学、ライフデザイン、総合情報、食環境科学部の全 46 学科（第 2 部、通信教育課程を含む）
- ② 文、社会、法、経営、工、経済、国際地域、生命科学、福祉社会デザイン、学際・融合科学、法務研究科の全 30 専攻

#### 3) 実施内容

大学基準協会の指定する「点検・評価項目」の「評価の視点」に準拠し、学部は 71 項目、研究科は 68 項目、法科大学院は 36 項目の評価項目について各学科・専攻で自己点検・評価を実施し、その結果について「根拠資料」「現状説明」「評定」の 3 点を全学科・専攻共通のフォームに記載する。

#### 4) 実施スケジュール（大学評価申請業務等を含む）

日程	内容	対象
平成 25 年 4 月 26 日	大学評価実務説明会（大学基準協会）の開催	受審対象大学
平成 25 年 5 月 18 日	第 1 回自己点検・評価活動推進委員会 （平成 25 年度自己点検・評価の実施概要の承認等）	委員会
平成 25 年 5 月 31 日～ 7 月 29 日	平成 25 年度 学科・専攻における自己点検・評価の実施について（依頼）	→学科・専攻
平成 25 年 7 月 19 日～ 9 月 30 日	平成 26 年度 大学評価（認証評価）申請に伴う資料「自己点検・評価報告書」の作成について（依頼）	→学部・研究科
平成 25 年 7 月 22 日～ 8 月 7 日	平成 26 年度 大学評価（認証評価）申請に伴う資料「点検・評価報告書」作成等の説明会	→学部・研究科
平成 25 年 8 月 3 日	第 2 回自己点検・評価活動推進委員会	委員会

	(自己点検・評価結果の相互検証について承認)	
平成 25 年 8 月 8 日～ 10 月 5 日	平成 25 年度 自己点検・評価結果の相互検証(ピア・レビュー)の実施について(依頼)	委員会
平成 25 年 10 月 18 日	第 1 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価結果の相互検証結果の検証)	WG
平成 25 年 10 月 26 日	第 3 回自己点検・評価活動推進委員会(メール開催) (自己点検・評価結果の相互検証結果の承認)	委員会
平成 25 年 11 月 25 日～ 12 月 20 日	平成 25 年度 自己点検・評価結果の相互検証結果に伴う見直しについて(依頼)	→学科・専攻
平成 26 年 1 月 8 日～ 2 月 7 日	「点検・評価報告書(草案)」の確認依頼ー第 2 次編集ー	→学部・研究科
平成 26 年 1 月 15 日	大学評価に係る資料(草案段階「点検・評価報告書」「大学基礎データ」「根拠資料」の事前提出	大学基準協会
平成 26 年 2 月 8 日	第 2 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価結果の集約・分析案の策定)	WG
平成 26 年 2 月 14 日	大学評価に係る事前提出資料の確認結果について	大学基準協会
平成 26 年 3 月 25 日	第 4 回 自己点検・評価活動推進委員会 (自己点検・評価結果の集約・分析結果の承認)	委員会
平成 26 年 3 月 25 日～ (予定)	自己点検・評価結果の学長への報告	委員長
平成 26 年 3 月 31 日 (予定)	大学評価に係る資料の本提出	大学基準協会

#### 5) 昨年度との変更点

- ① 昨年度に引き続き、自己点検・評価活動推進委員会内に「自己点検・評価システムの改善のためのWG」を設置し、以下の改善を行った。
  - ・自己点検・評価(記入フォーム)の評定欄に※マークがある項目については、明確な基準に則り、「達成している/達成していない」かのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」をそれぞれ付すこととした。
  - ・「評定」欄に「C」を付した箇所を中心に、次年度に向けて必要な改善計画、新たな到達目標を策定し「改善方策」「改善時期」に記載することとした。
- ② 認証評価の受審のため、学科・専攻の自己点検・評価の後に、学部・研究科としての自己点検・評価を実施するため、学科・専攻の実施期間を5月～7月下旬に変更した。昨年度までは、自己点検・評価の結果の提出後に求めていた「改善方策」「改善時期」の記載についても、7月末までに記載して提出することとした。
- ③ 実施期間の変更に対応するとともに、各学科・専攻がより実質的な自己点検・評価を実施できる

ように、評価項目を今年度に限り、学科・専攻における教育・研究活動に直接に関係し、認証評価で学部・研究科としての対応が求められている「1. 理念・目的」「3. 教員・教員組織」「4. 教育内容・方法・成果」「5. 学生の受け入れ」（法科大学院は4を除く）と「11. その他」に限定して実施した。

#### ④ 全学共通としての学科・専攻独自の評価項目の設定について

- ・昨年度までは、大学基準協会の「大学基準」の評価項目のみについて自己点検・評価を行ってきたが、自己点検・評価結果を大学の改革・改善にさらに活かしていくために、本学の実態に即した、独自の評価項目として「11. その他」を加えた。
- ・「11. その他」の評価項目に、全学共通として、大学が教育・研究活動の3つの柱としている「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」について、各学科・専攻の推進状況等を自己点検・評価する項目を追加した。
- ・また、それ以外にも、各学科・専攻において独自の目標や課題としているものについても積極的に設定し、自己点検・評価を実施することとした。

⑤ 自己点検・評価結果の精度向上のため、昨年度から実施している自己点検・評価活動推進委員会委員による相互検証（ピア・レビュー）について、本年度は、1学科・1専攻につきそれぞれ2名により実施した。

## 2. 相互検証の実施結果及び自己点検・評価結果等について

各学科・専攻の自己点検・評価の結果について、評定の集計結果を付表に示す。

今回の自己点検・評価および相互検証の結果より特徴的な総評を以下に記述する。

### 1) 各学科・専攻における先進的な取組について

相互検証結果では、各学科・専攻の自己点検・評価結果のなかの「他学部の模範となるような優れた取組」として、例えば以下のような取組が、自己点検・評価活動推進委員会の各委員からあげられており、これらについては、全学的に共有化していくことが望ましい。

- ・学部運営の一環として「学部教育体制検討委員会」を発足させ、学部の理念・目的の適切性を定期的に検証している。
- ・学部・学科の理念目的に関し、同窓会総会等で卒業生との意見交換を行ってフィードバックを得ている。
- ・年に2回、テーマ別・学科別に教育グループでFD会合を開催している。
- ・教員組織の編成方針を明確にするために「人事構想・将来構想委員会」を組織している。
- ・履修要覧の改訂にあたって、学科全教員から意見を聴取する機会を設けている。
- ・eラーニング教材による事前教育（入学前教育）を実施している。
- ・導入教育の実施、高校での模擬授業への教員の派遣、高校生理科実験の開催、学習支援室設置等のサポートを実施している。
- ・シラバスの基幹科目について、教員相互によるチェックを行なっている。
- ・学習ポートフォリオを活用している。

- ・新入生ガイダンスにおいて、少人数グループによる履修登録のサポートを行っている。
- ・学生の受け入れに関し、例年、外部の受験分析の専門家によるアドバイスを得ている。
- ・各種資格取得等への支援を充実させている。
- ・社会人基礎科目分野の新設、学科独自の会社説明会、公務員試験対策講座等、キャリア教育を充実させている。
- ・海外研究委員会を組織し、学生を支援している。
- ・国際インターンシップを試行的に実施している。
- ・1人の専任教員が「学習アドバイザー」として一定数の学生を担当し、年間を通して学習上のサポートを行なっていく「自立した学習者を育てるための支援プログラム」を実施している。
- ・アカデミック・アドバイザー委員会による学習支援体制（単位僅少者を事前に防ぐ仕組みである ATP 制度等）の確立 \*ATP : Attendance Tracking Program
- ・社会貢献活動、東日本大震災復興支援プロジェクト等への積極的な参画を通して FD に結び付けている。

## 2) 全学的な課題について

今年度の各学科・専攻における自己点検・評価を俯瞰的に見ると、昨年度に比して相対的に評価が向上していることが見える。これは昨年度特に「C」評価を付した項目に関しては、改善目標を明示してそれぞれ改善に取り組んだ成果の結果が反映されたものでその努力を評価したい。しかしながら、依然として①理念・目的における評価項目 2) (学部・大学院における理念・目的の周知・公表) における評価の視点 7 (周知方法の有効性の検証) において多くの学科・専攻において不十分との評価をしており一層の改善が望まれる。さらに、②教員・教員組織においては、評価項目 16, 21, 26 (大学院研究科・専攻は項目 24) において多くの学科・専攻で改善の必要性を強く認識していることが見られ、一層の改善が必要である。特に教員の教育・研究活動の評価の実施に関しては全学的な視点から改善に向けた取り組みが必要となる。

各学科・専攻においてそれぞれ改善点が異なることは当然であり、それぞれの立場から今後改善をしなければならぬが、全学的な取り組みとしてのさらに検討しなければならない視点と課題について、以下に記述する。

### ① 教育研究上の目的と 3つのポリシーとの関係およびその内容について

#### 【総評】

教育研究上の目的は「建学の精神」に基づき学部、大学院ともに「人材の養成に関する目的」として明確に定められ十分な結果となっている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては 2013 年度に全学的な見直しを行った。その結果、全学的にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが明確に設定され、2012 年度から大幅に改善が進んでいる。

ディプロマ・ポリシーについては学部の卒業要件、大学院の修了要件の整合に改善余地が残されている。カリキュラム・ポリシーについては学部では科目区分、必修・選択区分、単位数の設定との相関、大学院ではディプロマ・ポリシーとの相関について改善が必要となる学部、研究科がある。アドミッション・ポリシーについては学部、大学院ともに教育研究上の目的を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにする努力が必要である。

### 【提言】

教育研究上の目的に沿ってディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定は、平成 24 年度の自己点検・評価報告に比べて大幅な改善が見られた。前述したように学部、大学院においてそれぞれ改善すべき項目が残されているが、全学的には概ね十分な状況である。これらの社会への公表については改善が進んでいるものの、未だ不十分であり、さらに広く、分かりやすく学生および社会に公表する手段について、全学的に検討すべきである。特に、「履修要覧」およびホームページにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを記載するなどの検討が必要である。

## ② 教育研究上の目的、3つのポリシーの定期的な検証

### 【総評】

平成 23 年度より実施している全学的な自己点検・評価活動にて、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの適切性について検証してきた。

今年度は3年目を迎え、評価、検証方法については改善すべき課題はあるものの、前年度との比較ができるようになり、定期的な検証の体制は確立してきた。また、全学的に学部にあつては4年に1回、各学部・学科の教育課程を見直すことを基本的な方針としているので、そのサイクルに合わせて教育研究上の目的と3つのポリシーの整合性、適切性について定期的な検証を進めることが重要である。

### 【提言】

学部、研究科がカリキュラムを改定する時には、必ず、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの検証結果について確認する仕組みの構築が必要である。

## ③ 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

### 【総評】

全学的には FD 推進委員会を設けて実施している。同委員会内には研修部会、教育改善対策部会、大学院部会、授業評価手法検討部会、編集部会の 5 部会を設置して、研修会やシンポジウム、刊行物の作成や各種の研究を行っている。その結果、学部単位の FD 活動も増加・充実してきている。学部の教育に応じた教育改善に積極的に取り組み学部もある。しかし、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な活動が不十分な学部、学科も多いのが現状である。特に、大学院では研究室での研究指導が主体のため改善が十分に進まないことも推察される。

### 【提言】

新任教員 FD 研修会、一般教員 FD 研修会、授業改善シンポジウム、TOEIC 指導者向けワークショップ、学部 FD 活動報告会、TA 研修会など全学的な取り組みは定着してきた。しかし、各研修会への参加者が固定化しているため、開催単位、開催時期の検討も必要である。また、学生への授業評価アンケート結果に対する対応、大学院における研究指導方法など学科、専攻単位での FD 活動の意義、目標、方法などを明確にする必要がある。

## ④ 入学定員・収容定員の管理について

### 【総評】

学部学科における入学定員・収容定員の管理は十分とは言えないが、改善の傾向がみられる。ただし大学院研究科においては、逆に悪化している傾向にある。

#### (1) 学部・学科

平成 25 年度の自己点検・評価では、大学基準協会の認証評価基準をもとに次の 2 点で評価している。

A. 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均

B. 収容定員に対する在籍学生数比率

これに対して、実験実習系学科は 0.9~1.20、その他の学科は 0.9~1.25 の比率の範囲内に収まっているかを以て評価する。

平成 25 年度の自己点検・評価の結果では、上記の範囲を逸脱（定員超過または未充足）している学科が、A については 14 学科（通信教育部日本文学文化学科、通信教育部法律学科、社会学部社会心理学科、同社会福祉学科、理工学部生体医工学科、同電気電子情報工学科、同応用化学科、同都市環境デザイン学科、同建築学科、生命科学部生命科学科、同食環境科学科、ライフデザイン学部健康スポーツ学科、総合情報学部総合情報学科、社会学部第 2 部社会福祉学科）、B については 10 学科、通信教育部日本文学文化学科、通信教育部法律学科、社会学部社会心理学科、理工学部生体医工学科、同電気電子情報工学科、同都市環境デザイン学科、同建築学科、生命科学部食環境科学科、ライフデザイン学部健康スポーツ学科、社会学部第 2 部社会福祉学科）であった。

昨年度と比較して、基準となる範囲を逸脱している学科数が A は同数、B は 1 学科増となり、入学定員・収容定員管理に関しては十分とは言えないが是正に向けての対応は記述されている。但し、理工学部の各学科では改善方策はすべて同じであるにもかかわらず、改善時期が学科によって異なっている。学部として改善方策を統一的に考えているのであれば、改善時期も同様に考える必要はあると思える。また、通信教育部の 2 学科に関しては、入学定員比が日本文 0.07、法律 0.03、収容定員比も日本文 0.19、法律 0.07 と甚だしい未充足状態が常態化している。

#### (2) 研究科専攻

大学院研究科においては収容定員に対する在籍学生数比率が次の範囲に収まっているかを以て評価している。

C. 博士前期(修士)課程で 0.50~2.00、博士後期(博士)課程では 0.33~2.00 の範囲。

D. 独立研究科では、0.90~1.25 の範囲。

(なお、平成 26 年度に受審の認証評価では D は削除され、C に一本化されている)

C の博士前期課程では、文学研究科の 3 専攻、(英文学専攻、教育学専攻、英語コミュニケーション専攻)、社会学研究科 1 専攻(社会心理学専攻)、福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻の計 5 専攻が定員未充足で評価範囲を下回っている。後期課程でも、文学研究科 2 専攻(中国哲学専攻、英語コミュニケーション専攻)、法学研究科 1 専攻(私法学専攻)、経営学研究科 1 専攻(マーケティング専攻)、工学研究科の全 4 専攻(機能システム専攻、バイオ・応用化学専攻、環境・デザイン専攻、情報システム専攻)、福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻の計 9 専攻が定員未充足で評価範囲を下回る。D では福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻(博士後期課程)が定員超過の状況と報告している。

平成 24 年度(3 研究科 7 専攻)と比較して、範囲を逸脱している研究科専攻数が 6 研究科 14 専攻に拡大してしまっており、急速に悪化していると言える。

## 【提言】

学部学科においては改善の努力は積み重ねてきているようであるが、通信教育部の入学定員が各学科1,000名収容定員は合計8,000名という規模を考えると教育のあり方そのものから抜本的に考え直す必要もあるように思える。特に、学祖の建学の精神を標榜し、その教育の充実をさらに目指す決意ならば、現行「大学通信教育設置基準」第9条の精神を尊重する姿勢が求められる。なお、今回の自己点検・評価の結果は、平成26年度受審の認証評価とは多少異なり、各学科、専攻の視点を中心としている。

大学院の置かれている状況が全国的にも厳しいものであるとは認識するが、平成25年度の自己点検・評価を見る限りでも、具体的な改善方策が提示されているとは言い難い。定員管理に対する、大学院担当者の迅速かつ効果的な対策が喫緊の課題であるという認識と、改善への強い意志が不可欠である。

### 3. 昨年度における自己点検・評価自体に関する課題の改善状況および今後の課題等について

昨年度、自己点検・評価を継続して取り組んでいくにあたっては、自己点検・評価のシステム自体についても、継続した課題として採り上げたが、今年度における改善状況および今後の課題等について記述する。

#### ① 学部・研究科の長所・特徴

各学部・学科、研究科・専攻の昨年度自己点検・評価結果では、「～について不十分である」といった「改善すべき事項」の記述が多くなっていたが、認証評価の際には、学部・学科、研究科・専攻の特徴ある取り組みを、積極的に「効果が上がっている事項」としてアピールしていくことで、「長所として特記すべき事項」として上げられる項目を増やした。また、基準毎に評定を付すことから、記述内容との整合性を保てるようにした。

#### ② 研究科・専攻の自己点検・評価

本学において、教員人事の裁量権や予算規模、事務組織その他において、学部と研究科が同等に扱われているとは言い難く、自己点検・評価についても、研究科・専攻では改革・改善することが困難な評価項目や、自己点検・評価をすること自体が困難である評価項目も存在するとの意見があった。今回の認証評価においても、こうした本学の現状を認識し、それを踏まえた研究科・専攻における組織的な自己点検・評価の実現、ひいては教育・研究活動の適切な水準を維持し、質の向上を図っていくことを改善目標とした。

#### ③ 評定における「S」と「A」の解釈について

自己点検・評価の評価項目の中には、学部・学科、研究科・専攻の目的・目標に対する達成度を点検・評価するものと、一定の水準について、「できている／できていない」で回答できるものが混在している。今年度は、前述のとおり、一定の水準について、「できている／できていない」で回答できるものを全学的なガイドラインに定めた。

④ 大学および学部・学科、研究科・専攻独自の評価項目の設定について

平成 26 年度の認証評価の受審への対応を含め、大学基準協会の「大学基準」や評価項目にあわせて自己点検・評価を実施してきたが、学校教育法の趣旨に立ち返り、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について自ら点検・評価を行い、その結果を改革・改善に活かしていくためには、大学基準協会の大学基準や評価項目に加えて、本学の実態に即した、本学独自の評価項目を加えていくことが必要である。これらを踏まえて、平成 25 年度実施の自己点検・評価では、前述のとおり、本学教育研究の 3 つの柱に設定している「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」や、学部・学科、研究科・専攻における独自の目標・課題の設定についても、自己点検・評価活動推進委員会で取り上げて実施した。

⑤ センター・研究所等の自己点検・評価について

学部・研究科の他にも、国際センターやグローバル・キャリア教育センター、学術研究推進センターや附置研究所等、教育・研究を担っている組織が存在する。本来は、これらの組織についても、その活動を自己点検・評価する必要がある。今年度は、附置研究所を対象とした自己点検・評価の項目を設定した。

⑥ 相互検証の精度向上について

昨年度より実施した自己点検・評価結果の相互検証については、学部・研究科からは、相互検証結果の精度や記載内容が、学科・専攻によって大幅に異なるという意見が寄せられた。以上の経緯を踏まえ、前述のとおり、1 学科・専攻につき、それぞれ自己点検・評価委員 2 名による相互検証を実施した。しかし、相互検証した一部の学科、専攻においては、委員双方の視点や指摘事項に相違等があることから、検証結果の精度が大きく異なる点が見られた。相互検証を実施するにあたり、委員会内での十分な情報提供と問題意識の共有ができなかったことも原因であり、次年度以降、改善していく必要がある。

#### 4. おわりに

本年度には昨年の反省を踏まえて点検項目やフォーマットの改善を行い、46 学科 30 専攻の自己点検・評価を実施し、さらに評価結果について自己点検・評価活動推進委員会委員 2 名によるピア・レビューを実施するまでになった。このような活動が短期間で実施できたことは、本学教職員の自己点検・評価への意識の高さを示すものである。自己点検・評価を大学マネジメントの一環に正しく位置づけ、いわゆる PDCA サイクルを廻すことにより内部質保証システムとして機能させることこそが本学の教育・研究の質向上に資すると考える。

本報告書が、本学における内部質保証システムの確立並びに教育・研究の質向上の一助となることを望む。

以上